

献呈の辞

田村耀郎先生は、一九七九年四月法文学部の民法担当の講師として本学に着任され、一九八一年からは助教、一九八六年から教授として勤務した後、大学院法学研究科が設置されたことに伴い同兼任教授となり、その後、大学院法学研究科が改組されたことにより大学院人文社会科学研究所兼任教授となりました。

さらに、田村先生は、国立大学の法人化及び大学院法務研究科の創設によつて、二四年四月より創設された大学院法務研究科（通称、山陰法科大学院）に異動となり、民法（民法）担当教授として法曹養成教育に従事され、第一期修了生を司法修習生として誕生させるためにご尽力いただきました。とりわけ、山陰法科大学院創設期には、ハワイ大学リチャードソン法科大学院への研修など、地域に深く根ざした法曹養成教育のあり方にも多大な関心を払われてきました。

田村先生は、本学に採用以来、二十七年余の永きにわたつて、法学科及び法務研究科（民法分野）に所属し、一貫して島根大学の教育・研究に意欲的に取り組み、その業績は極めて顕著なものがありません。また、法文学部における管理運営面において、法学科長、厚生補導長として尽力されました。

一方、田村先生は、学会及び社会における活動において、日本私法学会及び中四国法政学会の会員として、さらには一九九九年九月以来今日まで、平田市情報公開審査委員会委員として、また平成一四年四月以来今日まで、島根県地方労働委員会（公益委員、会長代理）及び島根県運営適正化委員会委員長として多大な貢献をされてきました。

とりわけ、研究分野における業績は、とりわけ松江出身の明治期のわが国の民法学の泰斗梅謙次郎の研究、とりわけ和解論について、秀れた論考を公にされました。

山陰法科大学院は、先生のご退任とともに、先生の薫陶をつけた法科大学院第二期生の修了と旅立ちを迎えます。先生のご功績をたたえ、またこれに感謝するとともに、先生のご健勝とご活躍を祈念しつつ、ここに『島大法学』を編集し献呈させていただきます。

二 七年三月

島根大学大学院法務研究科長 三宅孝之



田村耀郎先生近影